

掛川市条例第15号

掛川市男女共同参画条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市男女共同参画条例の一部を改正する条例

掛川市男女共同参画条例（平成18年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>（市の責務）</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市は、<u>市民、事業者その他の団体が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに</u>、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 性別に起因するあらゆる暴力が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。</u></p> <p>（市の責務）</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者その他の団体との協働を図るとともに</u>、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めるものとする。</p> <p>3 <u>市長その他の執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該機関における男性及び女性の委員の数を同数（当該機関の委員の定数が奇数である場合にあつては、男性及び女性の委員の数の差を1人）としなければならない。</u></p>

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在任する附属機関の委員については、その任期が満了するまでの間は、改正後の掛川市男女共同参画条例第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。